

3 間接経費の拡充

厚労科研費の間接経費の用途と拡充について

- 間接経費については、「厚生労働科学研究費補助金における間接経費の取扱いについて」(平成13年7月5日厚生科学課長決定)に基づき使用可能。
- 平成13年度以降拡充を進めており、現在は**1課題当たり直接研究費等の額が3000万円以上の課題が支給対象**(直接研究費の30%が上限)
- 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日)に基づき、用途を示しているところ。

○その他関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 公報事業に係る経費

など

○管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

など

○研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
- 特許関連経費
- 施設及び設備の整備、維持、管理運営のための経費

など

厚労科研費の直接/間接経費額 (H17)

直接研究費... 318億円
間接経費... 18億円

科学研究費補助金(文科省)の経費額※ (H18)

科学研究費... 1452億円
間接経費... 103億円

国立試験研究機関以外の全ての研究機関に30%の間接経費を充当する場合、あと**64億円**必要(H17)。

平成19年度は、従来間接経費が措置されていなかった研究種目(基盤研究(B)(C))に30%の間接経費を措置する等により、間接経費は対前年比**165億円**増となった。

参考

※ 科学研究費補助金のデータについては文部科学省報道発表資料に基づく。